

日田市立淡窓図書館 公衆無線LAN利用規約

利用される方は、下記の利用上の注意、遵守事項及び本規約を遵守したうえで、申込書に記入の上、窓口にお申込みください。

【利用上の注意、遵守事項】

- ・パソコンの方は、キーボードの操作音上、1階ブラウジングコーナーをご利用ください。
- ・接続機器やバッテリーは持参してください。
- ・接続機器やバッテリーの貸出は行っていません。
- ・接続機器の設定はご自身で行ってください。
- ・無線LANのパスワードは、他の者に知らせてはいけません。
- ・無線のため、場所によってはインターネットにつながりにくい場合があります。
- ・通信速度や品質の保証はありません。混雑状況、接続機器の状態、インターネットの状況など様々な要因で通信速度が遅くなる場合があります。
- ・機器の故障やメンテナンスなどにより予告なくサービスを停止する場合があります。
- ・本館のサービスは、暗号化など行っていません。このため、ご自身で十分なセキュリティ対策を施したうえで、ご利用ください。
- ・利用によって生じたあらゆる損害について、当館は一切責任を負いません。
- ・ゲーム・ネット動画・テレビ等の娯楽目的やショッピングのご利用はお断りします。
- ・ご利用にあたっては、上記注意事項や「日田市立淡窓図書館公衆無線LAN利用規約」を厳守してください。

日田市立淡窓図書館公衆無線LAN利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、日田市立淡窓図書館（以下「図書館」という。）の利用者の利便性の向上を図るため、図書館が整備した無線によるインターネット接続環境（以下「無線LAN」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(サービスの内容)

第2条 図書館を利用する者（以下「利用者」という。）は、調べものや本の検索のため、当該無線LANを利用してインターネットに接続することができる。

(利用場所及び利用時間)

第3条 無線LANを利用することができる場所及び時間は別表1のとおりとする。ただし、災害発生時やイベント等の実施に合わせ図書館が特に必要と認めた場合は、変更することができる。

(利用者の資格)

第4条 利用者は個人とし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、図書館が特に必要があると認めるときはこの限りではない。

(無線LANの利用)

第5条 利用者は、無線LANの利用に当たり、次に掲げるものを準備するものとする。

- (1) Wi-Fi機能を搭載したスマートフォン・タブレット・パソコン（以下「スマートフォン等」という。）。ただし、ゲーム機は除く。
- (2) スマートフォン等の付属機器等に供給する電源（バッテリー）
- (3) Webブラウザ等

2 無線LANの利用料金は無料とする。

(利用の手続き)

第6条 利用者は、本規約に同意のうえ、「日田市立淡窓図書館公衆無線LAN利用申込書」（様式1）に必要事項を記入し、利用の申込みを行う。

(利用の承認)

第7条 前条の規定による利用申込がなされた場合は、本利用規約を遵守することに同意した者に限り利用を承認する。

(パスワードの管理)

第8条 利用パスワードは随時変更する。この場合、利用者は改めて第6条に規定する利用の手続きを行うものとする。

2 利用者は、当該無線LANのパスワードを他の者に知らせてはならない。

- 3 利用者のパスワードの管理不十分、使用上の過誤による第三者からの不正アクセス等により生じた損害の責任は利用者が負うものとし、図書館は一切責任を負わない。

(利用者承認の取消)

第9条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止、又は取り消すことができる。

- (1) 次条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げるほか、本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切と図書館が判断した場合

(禁止事項)

第10条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の利用者、第三者のプライバシー権又はその他の権利を侵害する行為及び侵害する恐れのある行為
 - (2) 前号に掲げるもののほか、他の利用者若しくは図書館に不利益又は損害を与える恐れのある行為
 - (3) 他の利用者、第三者を誹謗中傷する行為
 - (4) 公序良俗に反する行為若しくはその恐れのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
 - (5) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはその恐れのある行為
 - (6) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
 - (7) 性風俗、宗教又は政治に関する活動
 - (8) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線LANを通じ、又は無線LANに関連して使用、又は提供する行為
 - (9) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
 - (10) ファイル共有ソフトウェアの使用又は著しく大量なデータの通信をする行為
 - (11) ゲーム・ネット動画・テレビ等の娯楽目的や電子商取引等での利用等、公共の施設では相応しくない行為
 - (12) ID及びパスワードを不正に使用する行為
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反する恐れのある行為又は図書館が不適切であると判断した行為
- 2 前項各号に該当する利用者の行為によって図書館、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は、利用後であっても、全ての法的責任を負うものとし、図書館は一切責任を負わない。

(利用の中止)

第11条 図書館は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者へ通知することなく無線LANの利用を中止する。

- (1) 無線LANのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合

- (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、無線LANの運用が通常どおりできなくなった場合
 - (3) 無線LANのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、図書館が無線LANの運用上、一時的な中断が必要と判断した場合
- 2 無線LANの利用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、図書館は一切責任を負わない。

(免責)

第12条 図書館は、無線LANのサービス内容及び利用者が無線LANを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わない。

2 無線LANのサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線LANのサービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のスマートフォン等のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏えいその他無線LANに関連して発生した利用者の損害について、図書館は一切責任を負わないものとする。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

4 無線LANへの接続に係る利用者のスマートフォン等の設定は、利用者が行うものとする。無線LAN接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、Webブラウザ等によって、無線LANを利用できない場合があっても、図書館は一切責任を負わない。

5 利用者が無線LANを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、図書館は一切責任を負わない。

6 図書館は、無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のWebサイトへの接続を制限すること等ができる。

(本規約の変更)

第13条 図書館は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

本規約は、令和3年5月1日から施行する。

別表 1

利用可能場所	利用可能時間
1階 フロア	図書館開館時間
2階 学習室	